令和３年度　設立総会議案書

令和３年８月20日

金沢ＭａａＳコンソーシアム

目　次

議案第１号　規約（案）　…３

議案第２号　役員（案）　…12

議案第３号　活動方針（案）　…13

議案第１号

金沢ＭａａＳコンソーシアム 規約（案）

（名称）

第１条　本会は、金沢ＭａａＳコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第２条　コンソーシアムは、次条に規定する金沢ＭａａＳの基本理念に基づき、ＩｏＴやＡＩが可能とする新たなモビリティの導入を含め、多様な移動手段による移動と、移動の目的である買い物などの多分野のサービスがシームレスに提供される環境を整備し、全ての市民等が便利、自由、そして快適に移動できる都市づくりを推進することを目的とする。

（基本理念）

第３条　金沢ＭａａＳの基本理念は次のとおりとする。

(1) 誰もが自由に移動できる移動環境の実現

(2) 多分野との連携による付加価値の高い移動サービスの提供

(3) 持続可能な交通ネットワークの構築

(4) 安全・安心に移動でき、環境に優しい移動手段の推進

（活動内容）

第４条　コンソーシアムは、第２条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 金沢ＭａａＳの実装に向けた検討に関すること。

(2) 金沢ＭａａＳの実証実験の実施及び効果検証に関すること。

(3) 会員間の情報共有及び連携促進に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動を行うこと。

（組織）

第５条　コンソーシアムは、第３条に規定する基本理念に賛同する正会員及びオブサーバーをもって組織する。

２　正会員は、コンソーシアムの活動の推進に協力する企業、団体等とする。

３　オブザーバーは、コンソーシアムの活動に当たって連携が必要な行政機関、研究機関等とする。

（入会）

第６条　コンソーシアムの正会員になることを希望する者（以下「希望者」という。）は、入会申込書（様式第１号）を代表幹事に提出しなければならない。

２　代表幹事は、希望者から前項に規定する入会申込書の提出があったときは、幹事会に諮るものとする。

３　幹事会は、希望者の保有する技術・資産が第３条の基本理念の実現に寄与するものと認められるときは承認するものとする。

４　代表幹事は、必要に応じ、オブザーバーの追加について幹事会に諮ることができる。
５　幹事会は、前項に規定するオブザーバーについて、特段の支障がない限り、追加を承認するものとする。

（欠格事由）
第７条　次に掲げる者は正会員及びオブザーバーとなることができない。
(1) 役員等（個人である場合にはその方を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしているもの
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

（退会）
第８条　コンソーシアムからの退会を希望する正会員及びオブザーバーは、退会しようとする日の１か月前までに退会届（様式第２号）を事務局に提出するものとする。
２　代表幹事は、正会員及びオブザーバーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該正会員及びオブザーバーを退会させることができる。
(1) 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき。
(2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
(3) 前２号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

（役員）
第９条　コンソーシアムに次の役員を置く。
(1) 代表幹事　１名
(2) 代表幹事代理　１名
(3) 幹事　２名
(4) 監事　１名
２　代表幹事、代表幹事代理及び幹事（以下「幹事等」という。）は、総会において選出する。
３　監事は、代表幹事が指名する。ただし、代表幹事及び代表幹事代理は監事を兼ねることができない。
４　役員に異動等が生じた場合は、事務局長に報告するものとする。
５　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員又は異動等により新たに役

員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
6　代表幹事は、幹事会に諮り、適宜正会員から幹事を補充又は追加することができる。

（役員の職務）
第10条　代表幹事はコンソーシアムを代表し、会務を総括する。
2　代表幹事代理は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるとき又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代理する。
3　代表幹事代理及び幹事は、第12条に規定する幹事会の構成員として同条第４項の事項を審議する。
4　監事は、コンソーシアムの経理を監査する。

（総会）
第11条　コンソーシアムに総会を置く。
2　総会は、正会員をもって構成し、代表幹事がこれを召集する。
3　総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。
4　代表幹事は、議長として総会を運営する。
5　総会は、コンソーシアムの基本となる活動方針の決定、活動の報告等を行う。
6　総会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。
7　代表幹事は、正会員以外の者を総会に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を求めることができる。

（幹事会）
第12条　コンソーシアムに幹事会を置き、幹事会は代表幹事、代表幹事代理及び幹事をもって構成する。
2　幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集する。
3　幹事会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 規約の変更
(2) 第４条各号に掲げる活動の計画
(3) 会費等に関する事項
(4) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に係る重要事項
4　幹事会は、代表幹事、代表幹事代理及び幹事の過半数の出席がなければ、開くことができない。
5　幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
6　代表幹事は、必要があると認めるときは、代表幹事、代表幹事代理及び幹事以外の者を幹事会に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を求めることができる。

（作業部会）
第13条　幹事会の下部組織として、作業部会を置くことができる。
2　作業部会は、第４条各号に掲げる活動内容の実施に向けた具体的な検討を行う。

3　作業部会は、幹事会における作業部会規程の承認をもって設置する。
4　部会長は、代表幹事が正会員の中から指名し、次に掲げる職務を行う。
(1) 作業部会の招集
(2) 作業部会の議長
5　作業部会の事務局は、部会長が指名する。
6　作業部会は参加を希望する正会員を委員として組織する。
7　作業部会への参加を希望する団体は、作業部会参加希望届（様式第３号）を記入の上、事務局に提出し、幹事会において承認された場合に参加できる。
8　部会長は、必要があると認めるときは、正会員以外の者を作業部会に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を求めることができる。
9　作業部会での検討内容に関する幹事会への報告は、部会長又は部会長が指名した者が適宜行う。
10　設立された作業部会が所期の目的を果たした場合又はコンソーシアムにおいて必要がない可能性がある場合には、幹事会の承認をもって解散する。

（会議の公開）
第14条　総会、幹事会及び作業部会（以下「会議」という。）並びにその資料は、原則として非公開とする。ただし、幹事会の承認が得られた場合は、全部又は一部を公開することができる。
2　会議の議事については、会議終了後、次の事項を記載した議事要旨を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公開するものとする。
(1) 開催の日時及び場所
(2) 出席者等の氏名
(3) 議題及び議事の要旨
(4) 前各号に掲げるもののほか、代表幹事が必要と認めた事項
3　会議の出席者は、会議の内容を対外的に明らかにしてはならない。

（経費）
第15条　コンソーシアムの経費は、会費、委託料、負担金及びその他の収入をもって充てる。
2　会費は、企業にあっては有料とし、それ以外（幹事を除く。）にあっては無料とする。
3　前項の規定にかかわらず、コンソーシアムの目的を達成するための活動に必要な経費に関しては、幹事会の決定により、正会員に対し納入を求めることができる。

（秘密の保持）
第16条　コンソーシアムの活動において知り得た他の正会員及びオブザーバーの技術的な情報及び秘密情報のうち、秘密である旨明示された情報については、コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、開示等の際に既に公表されている場合及び事前に開示される情報に関する全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（取得情報の取扱い）

第17条　コンソーシアムは、次の各号に規定する取得情報等を収集する。ただし、個人情報については原則匿名化又は秘匿化処理されたものを収集するほか、ネット決済サービス（実証実験において利用者がコンソーシアムの指定する決済手段を事前に登録することにより、アプリ等上で支払いができるサービス）を利用するために登録するクレジットカード情報は、コンソーシアムで保管せず、決済代行事業者が保管する。

(1) 第４条各項の活動により蓄積される閲覧、検索、購入、移動等に係る一切の情報

(2) 利用者の位置情報

（権利帰属）

第18条　コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた知的財産権（産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利）の帰属は以下のとおりとし、事業ごとに関係者間で締結する協定書等において権利帰属を明らかにするものとする。

(1) 正会員及びオブザーバーが単独で行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 正会員及びオブザーバーが共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で共有するものとする。

２　前項の規定は、コンソーシアム入会前に正会員及びオブザーバーによって保持されていた知的財産権及びコンソーシアム入会中にコンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権（以下「既存の知的財産権」という。）について、他の正会員及びオブザーバーに移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

（会計年度）

第19条　コンソーシアムの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事務局）

第20条　コンソーシアムの業務を処理するため、コンソーシアムに事務局を置く。

２　事務局は、金沢市都市政策局交通政策課及び歩ける環境推進課に置く。

３　事務局に事務局長を置き、金沢市都市政策局交通政策課長をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

（財務会計に関する事項）

第21条　コンソーシアムの現金の出納その他財務会計に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

（コンソーシアムが解散した場合の措置）

第22条　コンソーシアムが解散した場合には、コンソーシアムの収支は、解散の日をもって打ち切り、代表幹事であった者がこれを決算する。

（雑則）

第23条　本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合については、代表幹事が幹事会に諮って定める。

附　則

1　この規約は、令和３年８月20日から施行する。ただし、第６条第１項から同条第３項まで及び第13条の規定は、幹事会で別に定める日から施行する。

2　令和３年度に限り、第15条第２項中「、企業にあっては有料とし、それ以外（幹事を除く。）にあっては無料」とあるのは、「、無料」と読み替えるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年　　月　　日

金沢ＭａａＳコンソーシアム　入会申込書（正会員用）

金沢ＭａａＳコンソーシアム 代表幹事　殿

団　体　名：
所　在　地：
代表者氏名：

このたび、貴コンソーシアムの基本理念に賛同し、本団体が保有する技術・資産を貴コンソーシアムでの取組みに活用することができますので、金沢ＭａａＳコンソーシアム規約第６条の規定に基づき入会申込書を提出します。なお、入会申込に当たり、金沢ＭａａＳコンソーシアム規約を承諾するとともに、以下の記載事項を公開することに同意します。

１．資本金	
２．設立年月日	
３．団体ＵＲＬ（任意）	
４．業種	
５．本市内での本店・支店の有無 （ありを選んだ方は所在地をご記入ください。）	□　あり　　□　なし （　　）
６．保有する技術・資産	□通信ネットワーク技術（検索・予約・配車） □データ活用　□データ保有　□決済インフラ □データプラットフォーム構築　□センシング技術 □分析・予測技術　□営業店舗等での協力 □その他（関係機関との調整等） 技術・資産の分かる資料を添付してください。
７．上記技術等の具体的な活用方法	別添資料のとおり
８．担当者	氏名： 部署： 役職： 勤務先住所： 電話番号： ＦＡＸ番号（任意）： メールアドレス：

【事務局使用欄】

受理日：　　年　　月　　日	入会日：　　年　　月　　日

様式第2号（第8条関係）

年　　月　　日

金沢ＭａａＳコンソーシアム　退会届

金沢ＭａａＳコンソーシアム 代表幹事　殿

団　体　名：
所　在　地：
代表者氏名：

金沢ＭａａＳコンソーシアム規約第８条の規定に基づき、退会届を提出します。

１．会員区分	□正会員　　□オブザーバー
２．希望退会日	
３．退会理由	
４．担当者	氏名：
	部署：
	役職：
	勤務先住所：
	電話番号：
	ＦＡＸ番号（任意）：
	メールアドレス：

【事務局使用欄】

受理日：	年	月	日

様式第3号（第13条関係）

年　　月　　日

作業部会参加希望届

金沢ＭａａＳコンソーシアム 代表幹事　殿

団　体　名：
所　在　地：
代表者氏名：

金沢ＭａａＳコンソーシアム規約第13条の規定に基づき、作業部会参加希望届を提出します。

１．作業部会名	
２．参加希望理由	
３．担当者	氏名：
	部署：
	役職：
	勤務先住所：
	電話番号：
	ＦＡＸ番号（任意）：
	メールアドレス：

【事務局使用欄】

受理日：	年	月	日

議案第２号

金沢ＭａａＳコンソーシアム 役員（案）

職　名	役　職　名	氏　名
代　表　幹　事	北陸鉄道株式会社　取締役企画開発部長	加藤　大勝
代表幹事代理	金沢市　都市政策局担当次長(兼)交通政策課長	近藤　陽介
幹　　事	西日本旅客鉄道株式会社 デジタルソリューション本部ＭａａＳ企画室長	神田　　隆
	西日本ジェイアールバス株式会社　北陸支店長	大久保　範繁

議案第３号

金沢ＭａａＳコンソーシアム 活動方針（案）

金沢ＭａａＳコンソーシアムは、次の４つの方針に基づき活動を推進する。

１．誰もが自由に移動できる移動環境の実現

複数の移動手段をシームレスにつなげ高い利便性を創出する。

○金沢ＭａａＳの実装・拡大

ＭａａＳアプリや新たなモビリティ等の実証実験を実施し、段階的（スモールスタート）に機能拡大を図る。

ＭａａＳアプリのイメージ

MaaS アプリ「Whim」のイメージ
1 つのアプリでバス、タクシー、自転車シェア、カーシェアなど様々な交通手段を組み合わせて、最適な移動体験を提供する交通サブスクリプションモデル（定額制）を導入（Whim WEB サイト）

※出典「金沢市次世代交通サービスのあり方に関する提言書」

２．多分野との連携による付加価値の高い移動サービスの提供

移動サービスを中心に観光・商業・福祉・医療等への展開を図る。

○金沢ＭａａＳプラットフォームの構築

他分野との連携基盤となるＭａａＳプラットフォームを構築して利用者のデータを集約・活用し、まちづくりの目標達成を目指す。

○金沢ＭａａＳの多分野展開

全国展開するＭａａＳアプリとの連携や観光・商業・福祉・医療等との連携を推進し、付加価値の高い移動サービスを提供する。

金沢におけるＭａａＳプラットフォームのイメージ

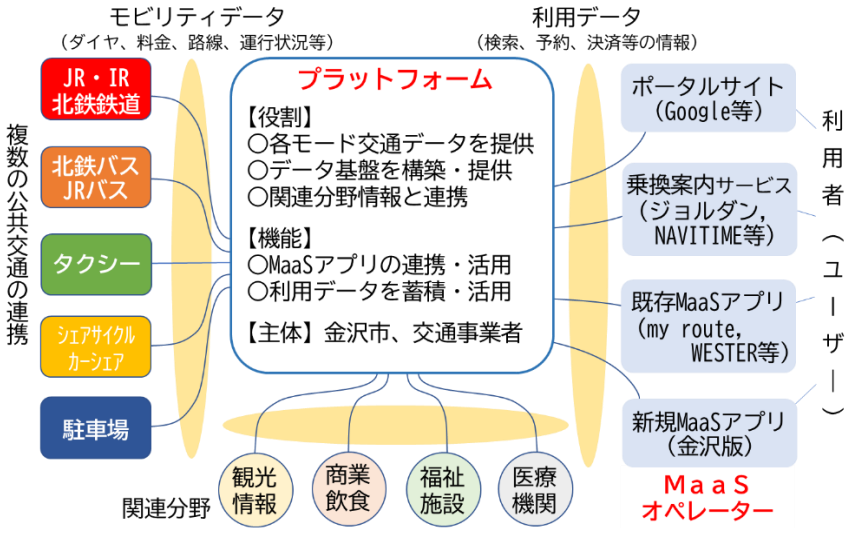

※出典「金沢市次世代交通サービスのあり方に関する提言書」

多分野展開のイメージ

観光・商業連携のイメージ
交通情報とともに目的地周辺の観光情報を提供、また店舗情報やクーポン発行による商業連携を展開
（my route WEB サイト）

※出典「金沢市次世代交通サービスのあり方に関する提言書」

３．持続可能な交通ネットワークの構築

新たなモビリティの導入により、公共交通等を充実しながら持続可能な交通ネットワークの構築を図る。

○まちなかと郊外をつなぐ公共交通の強化

都心軸における新しい交通システムの導入や、路線バス（公共交通重要路線）などへの自動運転化された車両など新たなモビリティの導入を図るとともに、Ｐ＆Ｒやシェアサイクル等の既存交通サービスとの乗継機能などの連携を強化することで、利便性を向上させ、公共交通ネットワークの持続性を高める。

○公共交通空白地域の解消

空白地域における目的地までの移動や、郊外部の鉄道駅・バス停からの移動をオンデマンド交通やグリーンスローモビリティ等により確保する。

交通ネットワークの構築に向けた新たなモビリティの導入イメージ

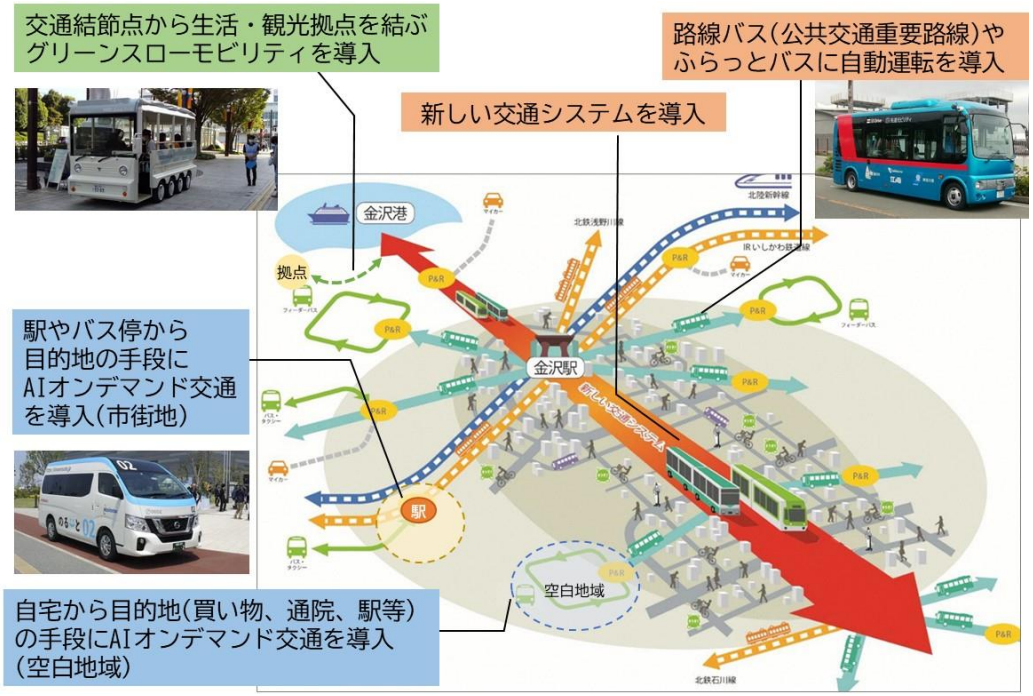

※出典「金沢市次世代交通サービスのあり方に関する提言書」

４．安全・安心に移動でき、環境に優しい移動手段の推進

安全・安心して歩けるまちづくりを進めるとともに、移動による環境負荷を低減する新たなモビリティの導入を推進する。

○安全性の向上と歩けるまちづくり

自動運転化や交通状況・道路環境等の様々な情報との連携を進め、安全な交通システムを実現し、歩行者がより安心して歩けるまちづくりを推進する。

○移動における環境負荷の低減

バス、タクシーなど公共交通のＥＶ化やシェアリングサービス等の積極的な導入により、低炭素化と資源の有効活用を推進し、環境負荷の低減を図る。

ＣＡＳＥによる安全・安心、環境負荷低減イメージ

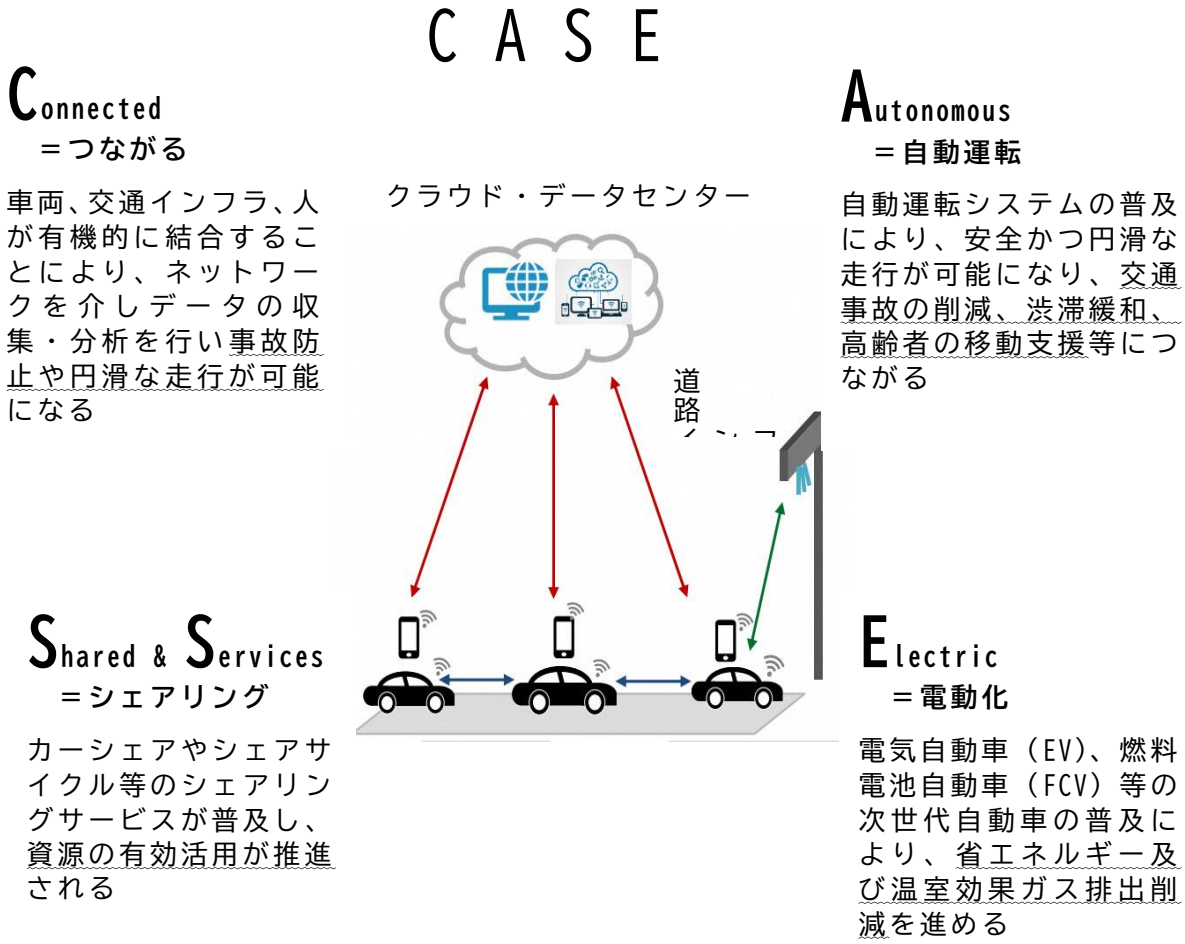

※出典「金沢市次世代交通サービスのあり方に関する提言書」